

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

◇ 別居中の配偶者は相続人？

Q: 私には、3年ほど前から別居している妻と子供がいます。

ところで、私に万一のことがあった場合、別居中の妻に相続権はあるのでしょうか。

A: 相続権はあります。

【解説】

民法は、人が亡くなった場合に相続を開始することを定めているとともに、誰が相続人になるかを定めています。

第一順位の相続人を子、第二順位の相続人を直系尊属、第三順位の相続人を兄弟姉妹とするとともに、配偶者は常に同順位の相続人になるとしています。

このように、亡くなった人に配偶者がいれば、常に相続人となるわけですが、ここでいう配偶者とは、結婚届を提出し法律上認められている場合に限られます。

ところで、別居は相続権に影響しません。どちらの責任で別居していたかも関係なく、いったん結婚すれば離婚するまでは配偶者です。

離婚には協議離婚と裁判上離婚の2つがありますが、協議離婚は結婚と同じく戸籍法上の届出により効力を生じます。一方、裁判離婚は離婚判決確定により効力を生じます。別居しただけでは、配偶者の権利に変更はありませんので、相続権はなくなりません。

